

亀山市告示第53号

亀山市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成17年亀山市条例第107号）第16条第1項の規定により次の放置自動車を廃物と認定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年8月23日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 放置場所 亀山市関町萩原地内 市道 萩原福德線上待避所
- 2 放置自動車の形態等
 - (1) メーカー名 ヤマハ
 - (2) 車名 不明
 - (3) 種別 不明
 - (4) 塗色 不明
 - (5) 自動車登録番号又は車両番号 不明
 - (6) 車台番号 不明